

# 令和6(2024)年度とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業 企画提案仕様書

## 1 件名

令和6(2024)年度とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月28日(金)まで

## 3 事業の目的

本県の観光資源の魅力を伝え、海外誘客を促進していくためには、本県の海外における認知度がいまだに低いことを踏まえると、ターゲットを明確にした「確実なプロモーション」が必要である。栃木県国際観光推進協議会(以下、「委託者」という。)では令和元(2019)年度からデジタルマーケティングの手法により本県の認知度向上を図るとともに、プロモーション戦略の基礎となる事業成果の収集・分析を実施している。

こうした中、コロナ禍を経て、また円安基調も相まって訪日観光への需要は高まっている。さらに、令和7(2025)年4月～10月にかけて大阪市で開催される日本国際博覧会では、約350万人と多数の訪日客が来場することが予想されており、それらの好機を逃さず、デジタルマーケティングの手法を活用し本県への誘客を促進していく必要がある。

そこで本事業は、委託者が昨年度より実施している万博来場者へ向けた旅行商品造成や販売促進などの誘客プロモーションを目的とした事業と連携し、引き続きマーケティング発想により、効果的かつ効率的なデジタルプロモーションを実施し、栃木県の認知度向上及び訪県意欲の増進を図ることを目的とする。

## 4 委託概要

受託者は、過去実施した事業で作成したコンテンツや戦略等(下記【参考】を参照)を有効に活用し、栃木県の認知度、外国人観光客宿泊数等の現況を十分に理解し、業務ごとの検証スキームを明示した上で、本事業の実施を通じて効果的かつ効率的に本県の魅力を訴求すること。

- ・具体的な実施内容については、契約締結後、企画提案のあった内容を基に事業スキームや広告配信時期も含めた委託事業全体スケジュール等を盛り込んだ「事業計画書」を作成し、委託者と協議の上決定すること。
- ・本業務は、**別紙1**「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意して実施すること。

## 【参考】

### (1) 観光PR動画

<https://www.youtube.com/channel/UCJ3Je8LUTxuSwo8ki9QWrkg> (動画掲載サイト)

- The Grace of Japan , TOCHIGI
- Elegance of Nature | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Sense of Beauty | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Historical Culture | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Digest | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Bloom for the flower of heart | The Grace of Japan , TOCHIGI
- For your smile | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Source of culture | The Grace of Japan , TOCHIGI
- The Land of Clear Stream | The Grace of Japan , TOCHIGI
- The Plateau of Autumn Leaves | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Azure Sky | The Grace of Japan , TOCHIGI
- Geo Gastronomy | The Grace of Japan , TOCHIGI
- with Nature | The Grace of Japan , TOCHIGI

### (2) 観光情報ウェブサイト

- 英語 : <https://www.visit-tochigi.com>
- 繁体字 : <https://www.visit-tochigi.com/zh-tw/>
- 簡体字 : <https://www.visit-tochigi.com/zh-cn/>
- 韓国語 : <https://www.visit-tochigi.com/ko/>
- 泰語 : <https://www.visit-tochigi.com/th/>
- 仏語 : <https://www.visit-tochigi.com/fr/>

### (3) 栃木県Instagramアカウント (英語、繁体字、日本語を表記)

- [https://www.instagram.com/visit\\_tochigi\\_official2](https://www.instagram.com/visit_tochigi_official2)

### (4) 栃木県Facebookアカウント

- 英語 : <https://www.facebook.com/profile.php?id=100064302147126>
- 繁体字 : <https://www.facebook.com/profile.php?id=100037660697095>

### (5) 万博プロモーション戦略

「令和5(2023)年度大阪・関西万博来場インバウンド誘客プロモーション戦略策定事業」で策定された「大阪・関西万博来場インバウンド誘客プロモーション戦略」(以下、「万博プロモーション戦略」という。)

<https://www.tochigiji.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/4ab58e8502246027809545f389aa2db5.pdf>

### (6) 万博ポータルサイト旅行商品紹介ページ

<https://www.expo2025travel.jp/>

## 5 ターゲット

下記レポートに記載の下記各市場ペルソナをターゲットとすること。

- ・レポート

「マーケティング手法を活用したインバウンド誘客に向けて（台湾、タイ、米国）」  
[https://www.tochigiji.or.jp/wp-content/uploads/corporation/2024/05/tochigi\\_report\\_2024.pdf](https://www.tochigiji.or.jp/wp-content/uploads/corporation/2024/05/tochigi_report_2024.pdf)

- ・ターゲット市場及びペルソナ

- \*アメリカ 積極消費タイプ

- \*台湾 積極消費タイプ

## 6 委託内容

### (1) 動画編集業務

【参考】(5) 万博プロモーション戦略にてプロモーションコンセプトとして定めた『いのち育む「とちぎの水」』をテーマとし、委託者が過去作成した【参考】(1) 観光PR動画を編集して以下①、②の用途に合わせて2本以上の動画を作成すること。

① 【参考】 (1) 動画掲載サイト及び(2) 観光情報ウェブサイトへ掲載する動画

② 【参考】 (3)、(4) の各SNSでリール動画としてフィード投稿する動画

- ・「令和6(2024)年度大阪・関西万博来場インバウンド誘客プロモーション事業」

(以下、「令和6年度万博プロモーション事業」という。当該事業仕様は別紙2を参考とすること。) において造成(9~10月予定)するツアーに組み込む予定の観光コンテンツに関する動画を出来る限り活用すること。それ以外に作成する動画に採用する観光コンテンツはターゲット層に訴求力のあるものを提案し、委託者と協議の上決定すること。

- ・最適な再生時間やサイズを提案し、委託者と協議の上で決定すること。

- ・上記コンセプト『いのち育む「とちぎの水」』を分かりやすく解説したり、取り上げたコンテンツを紹介したりするなど訪県を促すテキストを英語と繁体字で入れるとともに、適切なサウンドをつけること。

- ・元動画のブランドイメージを損なわないよう注意して編集すること。

- ・作成する動画に採用する【参考】(1) 観光PR動画のタイトル、採用箇所のキャプチャーと秒数を記載した絵コンテを作成し、1回以上修正に応じること。

- ・作成する動画は委託者に仮納品し、1回以上修正依頼に応じること。

- ・上記②の編集動画は、SNS上で広告配信にも活用可能なものとする。

### (2) 万博特集ページ等広告配信・誘導等業務

更なるブランディング及びオウンドメディアへの誘導、また、令和6年度万博プロモーション事業で造成するツアーの販売促進を目的とした広告配信を実施すること。

## ア 業務内容

- ・広告からのランディング先は、令和6年度万博プロモーション事業で【参考】(2)の観光情報ウェブサイト内に作成(11月予定)する万博特集ページ(以下、「万博特集ページ」という。)とすること。
- ・広告配信におけるコンバージョンは、万博特集ページに設置する参考(6)万博ポータルサイト旅行商品紹介ページへの誘導リンクバナーのクリックとすること。
- ・広告プラットフォームは、Meta広告を活用し、対象市場及びターゲットへのリーチ確度の高い配置について、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安とともに提案し、委託者と協議の上で決定すること。
- ・広告配信は、6(1)②で作成する動画の活用を基本とし、必要があれば広告を最適化するためのバナーの作成、動画・画像・コピーライティング編集についても実施すること。

## イ 配信期間

- ・配信期間の詳細については、概ね1月～2月の時期とし、委託者と協議の上で決定すること。

## ウ 配信設定

- ・ターゲット層を踏まえた配信設定を行うこと。
- ・「Call-to-Action」等を活用してウェブサイトへの誘導を図ること。
- ・広告からのウェブサイト流入の計測や見込み客の分析のため、広告のリンク先URLにパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積し、広告とウェブサイトのGoogle Analyticsとの連携設定等を適切に行うこと。
- ・興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等の工夫を行うこと。
- ・広告を配信するために必要な設定を効果的に実施するとともに、広告の実施状況を確認するための操作及び閲覧の権限を委託者に付与し、アカウントおよびパスワードを委託者に開示すること。

## エ 目標数値等

合計クリック数

＊観光情報ウェブサイト内ページへの誘導バナー等：10,000回以上

＊万博ポータルサイト旅行商品紹介ページへの誘導バナー等(コンバージョン数)：配信前にシミュレーションを作成し委託者と協議の上決定すること。

- ・目標数値で示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

## (3) 上記6(1)～(2)の実施に基づく効果測定及び報告業務

- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持つて的確に対応すること。
- ・ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、閲覧者の属性(年齢、地域、特性等)

等を各プラットフォームからのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ委託者の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を委託者と協議の上で実施すること。

- ・ 発展性を持って業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。
- ・ 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、委託者と協議の上で決定すること。
- ・ 事業完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ・ 提出する実績報告書には、広告配信のインプレッション数、クリック数、各ページの閲覧数、閲覧者の地域内訳、広告経由のコンバージョン数等、抽出可能なデータを含むこと。
- ・ 広告及びウェブサイトについて、STP分析の仮説やメディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開についての改善提案を実績報告書に記載すること。

## 7 留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、各業務の詳細について委託者と協議を重ねながら適正に履行し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。
- ・ 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ 6(2)の業務に係る広配信実費費用は1,600,000円以上とすること。(消費税、業務管理費除く。)
- ・ 見積書や請求書において、透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて記載すること。
- ・ 本事業に係るアポイントメント、調整、取材、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。
- ・ 本仕様書により制作された成果物の一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、完了検査をもって委託者に全て移転すること。
- ・ 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- ・ 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できない。
- ・ 成果物については、第三者の肖像権、知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- ・ 第三者が有する肖像権、知的財産権等の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ・ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とすること。
- ・ 欧州経済領域(EEA)の域内から域外への個人データ移転を行う場合は、EU一般デー

タ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受託者において検討の上で対策を行うこと。また、その他地域内・地域間における個人データ移転を行う場合にあっても、現地当局の示す法令等を遵守し、受託者において検討の上で対策を行うこと。

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは委託者と受託者が協議の上で定めること。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

## 8 成果物

### (1) 提出物

- ・実績報告書（A4判）紙媒体 1 部及びDVD-ROM 1 枚またはUSBメモリ 1 個
- ・実施した広告配信のローデータ DVD-ROM 1 枚またはUSBメモリ 1 個
- ・更新したウェブサイトデータを収めたDVD-ROM 1 枚またはUSBメモリ 1 個

### (2) 提出場所

栃木県国際観光推進協議会事務局  
（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

### (3) 提出期限

令和 7 (2025) 年 3 月 28 日（金）

## 9 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

## 10 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・「4 委託概要」の事業計画書
- ・総括責任者通知書
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

### (2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・実施した広告配信のローデータ
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

## 11 提案内容

以下の項目を盛り込んだ企画書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

### (1) 企画提案者の概要等

### (2) 企画提案内容

- ・ 誘客にあたっての課題認識、調査及び誘客施策展開の必要性
- ・ 「6 委託内容」に記載の業務に関する実施内容案
- ・ 「6 委託内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容

### (3) 業務スケジュール

### (4) 業務実施体制

### (5) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

### (6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）